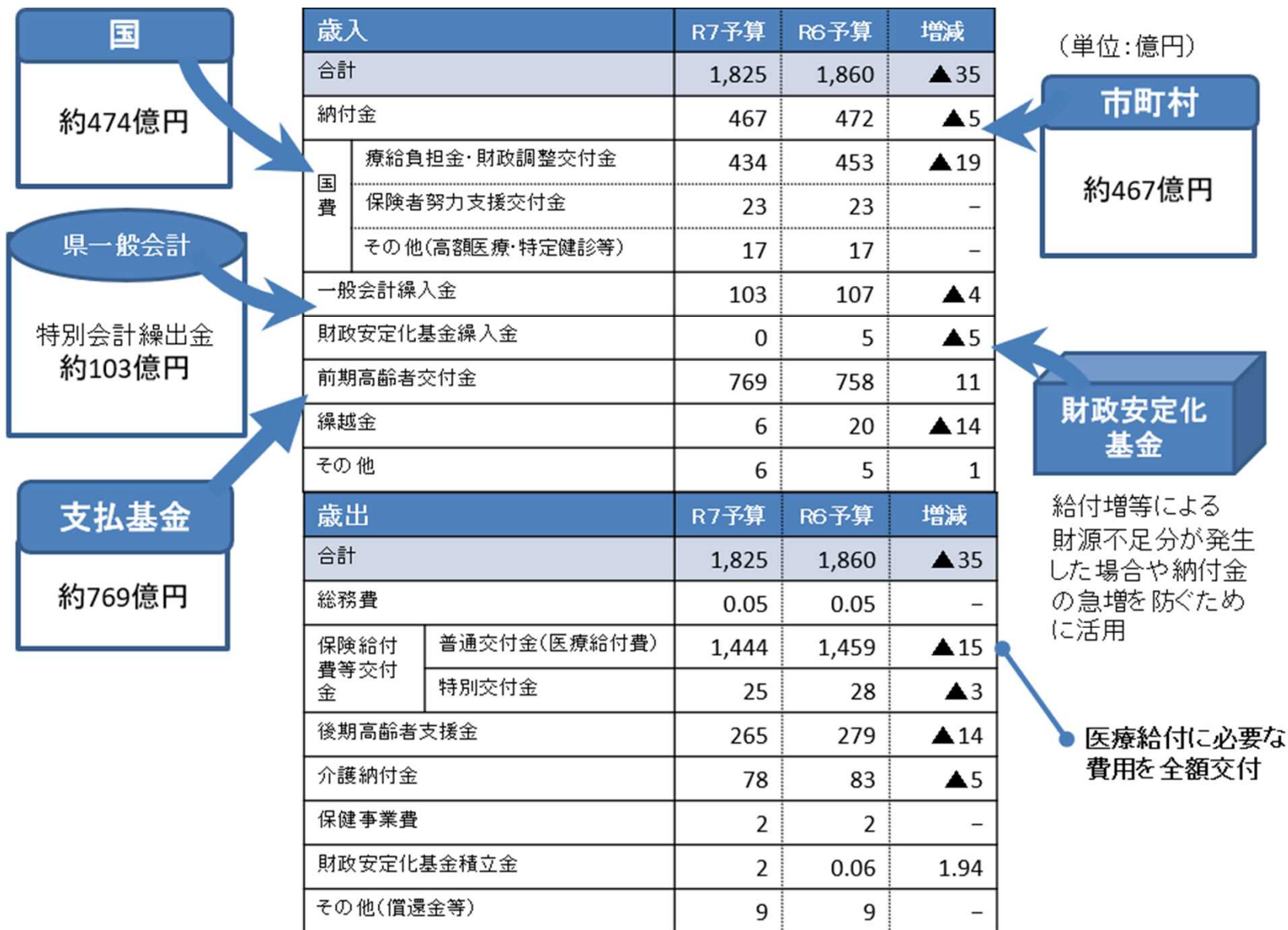


## 令和7年度新潟県国民健康保険事業特別会計予算について



令和7年度新潟県国民健康保険事業特別会計予算について

【歳入】

単位：千円

款	項	目	節	R7当初 予算額	R6当初 予算額	増減	事業内容
1			国民健康保険事業収入	182,461,452	186,029,684	▲ 3,568,232	
	1		分担金及び負担金	46,677,596	47,150,553	▲ 472,957	
		1	負担金	46,677,596	47,150,553	▲ 472,957	
			1 国民健康保険事業費納付金	46,677,596	47,150,553	▲ 472,957	国保被保険者からの保険料等を財源とした市町村負担分
	2		国庫支出金	47,463,570	49,361,544	▲ 1,897,974	
		1	国庫負担金	32,222,822	33,585,998	▲ 1,363,176	
			1 療養給付費等負担金	30,501,432	31,857,712	▲ 1,356,280	保険給付費等の国負担分(保険給付費等の32%)
			2 高額医療費負担金	1,338,286	1,328,232	10,054	1レセプト90万円以上の高額医療費の国負担分(1/4)
			3 特別高額医療費共同事業負担金	92,938	95,332	▲ 2,394	特別高額医療費共同事業(1レセプト420万円超のレセプトの200万円超)拠出金の国負担分
			4 特定健康診査等負担金	290,166	304,722	▲ 14,556	市町村が実施する特定健康診査等の国負担分(1/3)
		2	国庫補助金	15,240,748	15,775,546	▲ 534,798	
			1 財政調整交付金	12,903,798	13,413,664	▲ 509,866	財政不均衡調整を目的とする交付金(保険給付費等の9%)
			2 保険者努力支援交付金	2,336,950	2,361,882	▲ 24,932	保険者努力支援制度に係る交付金 ※一部、財政調整交付金により交付される額を除く。
			3 財政安定化基金補助金	0	0	0	国民健康保険財政安定化基金造成のための補助金
	3		財産収入	16,629	5,840	10,789	
		1	基金利子収入	16,629	5,840	10,789	
			1 財政安定化基金利子収入	16,629	5,840	10,789	国民健康保険財政安定化基金の預金利子
	4		繰入金	10,316,801	11,213,040	▲ 896,239	
		1	他会計繰入金	10,316,801	11,213,040	▲ 896,239	
			1 一般会計繰入金	10,316,801	10,713,040	▲ 396,239	(内訳) ・事務費 4,660 ・県繰入金分 8,683,689 ・高額医療費負担分 1,338,286 ・特定健康診査等負担分 290,166
			2 基金繰入金	0	500,000	▲ 500,000	保険給付費に不足が発生した場合等に充当
	5		諸収入	77,433,365	76,290,990	1,142,375	
		1	雑入	77,433,365	76,290,990	1,142,375	
			1 療養給付費等交付金	0	0	0	退職被保険者等に係る保険給付費等に対する社会保険診療報酬支払基金からの交付金
			2 前期高齢者交付金	76,917,520	75,759,045	1,158,475	被用者保険など保険者間の前期高齢者の加入割合の不均衡を緩和するための社会保険診療報酬支払基金からの交付金
			3 特別高額医療費共同事業交付金	484,089	498,590	▲ 14,501	特別高額医療費共同事業(1レセプト420万円超のレセプトの200万円超)に係る国保中央会からの交付金
			4 出産育児一時金	2,977	3,410	▲ 433	出産育児一時金の一部を後期高齢者医療制度が負担するもの
			5 雑入	28,779	29,945	▲ 1,166	市町村からの返還金等
	6		繰越金	553,491	2,007,717	▲ 1,454,226	
			合計	182,461,452	186,029,684	▲ 3,568,232	

款	項	目	節	R7当初 予算額	R6当初 予算額	増減	事業内容
1			国民健康保険事業費	182,461,452	186,029,684	▲ 3,568,232	
	1		総務費	4,660	4,841	▲ 181	
		1	総務管理費	4,366	4,504	▲ 138	
			1 報償費	3,276	3,144	132	
			2 共済費	565	540	25	
			3 旅費	56	56	0	
			4 需用費	26	81	▲ 55	
			5 役務費	117	117	0	
			6 使用料及び賃借料	41	81	▲ 40	
			7 委託料	272	472	▲ 200	
			8 負担金・補助金及び交付金	13	13	0	
		2	運営協議会費	294	337	▲ 43	
			1 報償費	255	248	7	
			2 旅費	28	28	0	
			3 需用費	0	2	▲ 2	
			4 役務費	0	26	▲ 26	
			5 使用料及び賃借料	11	33	▲ 22	
							国民健康保険の運営に関する事務費 (内訳) ・連携会議開催費 ・財政部会開催費 ・事務部会開催費 ・医療給付専門員設置費
							県に国民健康保険運営協議会を設置し、運営に関する事項を審議するもの。
2			事業費	181,857,893	185,619,707	▲ 3,761,814	
		1	保険給付費等交付金	146,862,984	148,730,797	▲ 1,867,813	
			1 負担金・補助金及び交付金	146,862,984	148,730,797	▲ 1,867,813	
							(普通交付金) ・保険給付費等の交付 144,392,110  (特別交付金) ・国特別調整交付金分 423,207 ・県繰入金分 621,827 ・保険者努力支援交付金分 845,508 ・特定健康診査等負担金分 580,332
		2	後期高齢者支援金	26,530,028	27,895,422	▲ 1,365,394	
			1 負担金・補助金及び交付金	26,530,028	27,895,422	▲ 1,365,394	
							疾病リスクの高い後期高齢者の医療費を国民全体で支えるため、被用者保険及び国民健康保険の各保険者が、社会保険診療報酬支払基金に拠出するもの。
		3	前期高齢者納付金	28,026	29,569	▲ 1,543	
			1 負担金・補助金及び交付金	28,026	29,569	▲ 1,543	
							65歳から74歳の前期高齢者について、保険者間の加入割合に偏在が生じていることから、保険者の負担を平準化するため、社会保険診療報酬支払基金に拠出するもの。
		4	介護納付金	7,774,242	8,286,829	▲ 512,587	
			1 負担金・補助金及び交付金	7,774,242	8,286,829	▲ 512,587	
							被用者保険及び国民健康保険の各保険者が、法令の規定に基づき、40歳から64歳の加入者から徴収する保険料を社会保険診療報酬支払基金に拠出するもの。
		5	病床転換支援金	12	13	▲ 1	
			1 負担金・補助金及び交付金	12	13	▲ 1	
							都道府県の区域内にある保険医療機関(病院又は診療所)の開設者が行う病床の転換に要する費用を助成する事業の事務費について、社会保険診療報酬支払基金に拠出するもの。
		6	共同事業拠出金	484,284	498,786	▲ 14,502	
			1 負担金・補助金及び交付金	484,284	498,786	▲ 14,502	
							国保中央会が全国規模で実施する特別高額医療費共同事業(1レセプト420万円超のレセプトの200万円超の部分)へ拠出するもの。
		7	保健事業費	178,316	178,291	25	
			1 報償費	1,912	2,498	▲ 586	
			2 旅費	692	1,072	▲ 380	
			3 需用費	1,049	1,004	45	
			4 役務費	3,593	3,570	23	
			5 使用料及び賃借料	1,134	1,128	6	
			6 委託料	169,936	169,019	917	
							医療費適正化に資するため、健診・医療データの分析・活用等により健康課題を明らかにし、市町村の効果的な保健事業実施を支援する。
		8	流行初期医療確保拠出金	1	0	1	
			1 負担金・補助金及び交付金	1	0	1	
							流行初期の感染症医療の提供をすることに対し診療報酬の上乗せや補助金等が充実するまでの一定期間に限り財政支援を行うための拠出金。
		3	基金積立金	216,156	5,840	210,316	
			1 財政安定化基金積立金	216,156	5,840	210,316	
			1 積立金	216,156	5,840	210,316	
							国民健康保険財政安定化基金の積立
		4	諸支出金	382,743	399,296	▲ 16,553	
			1 償還金及び還付加算金	382,743	399,296	▲ 16,553	
			1 償還金利子及び割引料	382,743	399,296	▲ 16,553	
							以下の負担金等について、翌年度に精算・返還を行うもの。 ・療養給付費等負担金 ・療養給付費等交付金 ・特定健診等負担金
			合計	182,461,452	186,029,684	▲ 3,568,232	